

令和5年度 中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)募集要項

業務内容	①中心市街地の活性化に関し地域ごとの計画の企画立案及び中心市街地活性化協議会の設立、運営等を支援する業務 ②中心市街地の活性化に関し高度な経験に基づき相談・助言等を行う業務及び中心市街地活性化協議会の設立、運営等を支援するための助言業務 ③上記①②に関連する業務
契約形態	業務委託契約 (「中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)」として登録を行い、必要に応じて業務を依頼します。勤務日数が保証された雇用契約ではありません。)
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
資格・要件	下記①②③の要件を全て満たすこと ①まちづくり、中心市街地活性化、商業活性化、都市計画等の専門的知識及び経験を有し、かつ地域ごとの支援計画を立案できる者 ②まちづくり、中心市街地活性化、商業活性化、都市計画等の専門的知識及び経験を有し、かつ、中心市街地活性化に係る相談・助言等を行う業務について概ね3年以上の実務経験を有する者 ③令和5年4月1日時点で、70歳未満の者
報酬等	【業務報酬：50,000円/事案】 中心市街地の活性化に関し、地域ごとの計画の企画立案、高度な経験に基づき相談・助言等を行う業務、及び中心市街地活性化協議会の設立、運営等を支援するための助言業務。これらに関連する業務。 ※案件の軽重（業務量、難易度等）により、報酬の単価に0.5を単位とした係数を乗じた金額を報酬として依頼する場合があります。 ※機構が依頼する遠地（50km以上）への出張業務については、機構の規定により別途旅費を支給します。 ※機構の都合により、契約期間内でも報酬額が変更になる場合があります。
提出書類	・履歴書（様式1） ・応募理由書（様式1-別添） ※指定する様式以外で応募された場合や提出書類に不足、又は不備がある場合には、応募を受付できません。
応募方法・締切	下記書類送付先へメールにてご提出。（郵送やFAX、持込みによる提出はご遠慮ください。） 締切：<u>令和5年2月15日(水) 17:00</u> ※必着 <u>締切後に到着したものは受付できません。</u>

選考方法	書類選考（必要に応じ、追加の質問、面接を実施する場合があります。）
応募書類送付先 及び問い合わせ先	送付先メールアドレス：machi-ad3@smrj.go.jp 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 まちづくり推進室 アドバイザー登録担当 宛 T E L：03-5470-1632 （担当：町田・安田）
備 考	※機構の都合により、契約期間内でも報酬額や契約期間等が変更になる場合がありますので、ご了承ください。 ※応募書類の受付はメールにて行っています。送付先メールアドレス宛をお間違いのないようお願いいたします。 ※選考結果についてのお問い合わせには、一切お答えできませんのでご了承ください。 ※業務内容の詳細につきましては、（別紙１）「中小企業アドバイザー(中心市街地活性化)の業務について」をご参照ください。 ※応募書類記入方法は、（別紙２）「応募書類記入要領」をご参照ください。